

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年8月5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|----|
| 1 | 1号機 | タービン建屋地階の復水器南西コーナーに設置されている消火栓用元弁のシートリークによる水の滴下（1秒に1～2滴程度）が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 2 | 2号機 | 復水脱塩装置入口導電率の計器指示値と手分析値の間に相違が認められたため、当該計器を点検・校正 | D | |
| 3 | 2号機 | 中性子計測系起動領域モニタ（D）のペリオド計に瞬時的な指示値の変動が認められたため、当該計器を点検・調整 | C | |
| 4 | 2号機 | 非常用ガス処理系（B）用活性炭フィルタ下流側の温度スイッチに動作不良が認められたため、当該温度スイッチを点検・修理 | D | |
| 5 | 3号機 | 変圧器防災用水噴霧消火設備の放水配管ウォーターハンマー（水撃）緩衝装置の月次点検において、同装置用元弁の弁棒に変形が認められたため、当該弁棒を点検・修理 | D | |
| 6 | 3号機 | 所内蒸気系供給止弁の弁箱組立てフランジ部に蒸気のリーク（モヤモヤ程度）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 7 | 3号機 | 気体廃棄物処理系排ガス復水器用レベル調整弁の制御動作不良に伴う「レベル異常（低）」を示す警報の頻発が認められたため、当該レベル調整弁の制御装置を点検・調整 | C | |
| 8 | 3号機 | 原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）の流体継手用油冷却器の冷却水入口配管の建屋4階床面貫通部のカバーに破損が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 9 | 4号機 | 所内用空気圧縮機（B）の点検において、加圧運転時に本体シリンダ付近より異音（カラカラ音）の発生が認められたため、当該圧縮機を点検・修理 | D | |
| 10 | 4号機 | 気体廃棄物処理系排ガス予熱器加熱用所内蒸気戻り配管の保温材より水のリーク（約9リットル、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 11 | 4号機 | タービン建屋換気空調系常用冷却装置（B）の冷却用海水入口弁の動作不良（全開不可）により当該装置が自動起動しないため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 12 | 4号機 | 制御棒の挿入パターン調整実施中、制御棒操作手順書記載の制御棒位置座標に誤記を発見したが、当該誤記の訂正・承認を行う前に、本来、操作すべき制御棒を操作したため、誤記を訂正及び訂正した手順を承認し対応検討 | C | |
| 13 | 5号機 | 原子炉建屋床ドレンサンプポンプ（A）の出口側逆止弁の点検において、弁箱内部に異物（プラスチック製 円筒状 直径：約8mm、高さ：約10mm）1個の混入が認められたため、回収 | D | |
| 14 | 5号機 | 燃料プール冷却浄化系スキマサージタンク用現場設置のレベル計に指示値不良が認められたため、当該レベル計を点検・調整 | D | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 15 | 6号機 | 主発電機密封油装置油ストレーナ（B）に切替目安値以下の差圧上昇（詰まり気味）が認められたため、当該ストレーナを清掃 | 対象外 | |
| 16 | その他 | 海生物処理設備排ガス処理用湿式洗浄装置の洗浄水ポンプ（A）駆動用電動機の点検において、シャフトキーに摩耗が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 17 | その他 | 放射線管理用ガンマ線及びベータ線測定用電子式線量計のベータ線定期校正（放射線照射試験）において、計器精度外れが認められたため、当該線量計を使用禁止及び被ばく実績の調査・再評価 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|---------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで